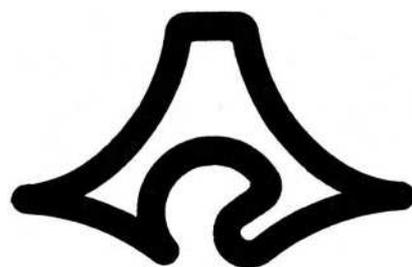




令和3年度

8月補正予算案



3. 8. 25

静岡県

令和3年度8月補正予算案の概要

◎ 概 要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による本県への緊急事態措置の適用等に
 伴い、8月補正予算案を提案する。

◎ 規 模

(単位：百万円)

区 分	令和3年度		
	補正前	補正額	累 計
一般会計	1,381,114	21,285	1,402,399
特別会計	798,794	—	798,794
企業会計	80,911	—	80,911
合 計	2,260,819	21,285	2,282,104

◎ 内 容

(単位：百万円)

区 分	補正額	主な内容
事業者支援	14,420	○休業要請や時短要請に応じた飲食店・大規模 集客施設等への協力金 ○緊急事態措置の影響により、売上が減少した 県内中小企業等への応援金
医療提供 体制の強化	2,823	○軽症者宿泊療養施設の強化 ・宿泊療養施設の増設(6→8施設) ・医師配置等による医療機能の強化 ○入院待機ステーション(仮称)の設置運営 ○自宅療養者の支援(増額) ・食料品・日用品の提供 ・往診等を行う医療機関への協力金
生活困窮者への支援	4,042	○新型コロナウイルス感染症の影響により収 入が減少した世帯への生活福祉資金の貸付 (申請期限：R3.8→11月) ○生活福祉資金の再貸付が終了した世帯等へ の自立支援金(申請期限：R3.8→11月)
計	21,285	

一般会計 歳出の状況

(単位：百万円)

区 分	補正前	補正額	累 計
歳 出 総 額	1,381,114	21,285	1,402,399
義 務 的 経 費	629,574	0	629,574
人 件 費	300,110	0	300,110
扶 助 費	132,766	0	132,766
公 債 費	186,084	0	186,084
災 害 復 旧 費	10,614	0	10,614
税 収 関 連 法 定 経 費	219,425	0	219,425
義 務 的 経 費 ・ 税 収 関 連 法 定 経 費 以 外	532,115	21,285	553,400
投 資 的 経 費	184,159	0	184,159
公 共 ・ 直 轄	97,681	0	97,681
単 独	85,391	0	85,391
受 託 ・ 調 査	1,087	0	1,087
そ の 他 の 経 費	347,956	21,285	369,241
う ち 行 政 費	59,408	2,714	62,122
う ち 奨 励 助 成 費	244,815	18,571	263,386

一般会計 財源内訳

(単位：百万円)

区 分		補正前	補正額	累 計
歳 出 規 模		1,381,114	21,285	1,402,399
一 般 財 源 等	県 税	447,000	0	447,000
	地方消費税清算金	168,735	0	168,735
	地方譲与税	42,800	0	42,800
	地方交付税	166,900	0	166,900
	臨時財政対策債	113,800	0	113,800
	地方特例交付金	2,363	0	2,363
	繰入金	11,425	0	11,425
	その他	16,008	0	16,008
	小 計	969,031	0	969,031
特 定 財 源	国庫支出金	234,325	19,528	253,853
	県 債 (臨時財政対策債を除く)	100,178	0	100,178
	繰入金	44,025	1,757	45,782
	その他	33,555	0	33,555
	小 計	412,083	21,285	433,368

事業名	新型コロナウイルス感染拡大防止協力促進事業費助成	予算額	現計	16,660,000 千円	担当課(室)	危機対策課 (内線 3594)
			補正	13,211,000 千円		

1 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大による、緊急事態措置の適用に伴い、営業時間の短縮要請等を行うとともに、要請に応じた飲食店・施設へ協力金を支払う。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
協力金	県が営業時間の短縮要請等をする飲食店・施設等への協力金	16,660,000	13,211,000	29,871,000
その他	事務費 (相談窓口設置費ほか)			

<参考>制度概要

区分	内容
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店、1,000㎡超の大規模集客施設（テナントを含む）
対象事業者	対象区域内で要請に応じた事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと
要請期間	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで 【24日間】 (まん延防止等重点措置の重複期間8/20～8/31に係る経費を差し引いて計上)
要請内容	・酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店に対しては、営業時間の短縮要請（朝5時から20時までの営業時間とする）を行う。 ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては、休業要請を行う。 ・大規模集客施設等に対しては、営業時間の短縮要請（朝5時から20時までの営業時間とする。イベント開催の場合は21時まで）を行う。
支給条件 (飲食店)	ふじのくに安全・安心認証を申請するなど、感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守していること
協力金の額 (1日当たり)	【飲食店】 中小企業：事業規模により4～10万円（1日当たりの売上高の4割） 大企業：前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高減少額の4割 【大規模集客施設等】 大規模施設：1,000㎡当たり20万円×（短縮時間／通常営業時間）ほか テナント：100㎡当たり2万円×（短縮時間／通常営業時間）

事業名	中小企業等応援金事業費助成	予算額	現計	1,290,000千円	担当課(室)	経営支援課 (内線2518)
			補正	1,209,000千円		

1 事業目的

緊急事態措置に伴う、飲食店への休業・時短要請又は外出自粛等の影響により、売上が減少した県内中小企業等の事業継続を支援するため、応援金を給付する。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
応援金	緊急事態措置の影響を受けた中小企業等への給付 ・給付対象：8月分、9月分	1,290,000	1,209,000	2,499,000
その他	事務費（相談窓口設置費 ほか）			

<制度概要>

区分	一般枠	酒類事業者枠
対象	次の①又は②に該当する中小法人・個人事業者（要件を満たせば、業種・地域は問わない） ①飲食店への休業・時短要請の影響を受けているもの ②外出自粛等の影響を受けているもの	酒類の提供停止要請に応じた飲食店との取引により影響を受けている酒類製造・販売事業者
要件	8月分は2021年8月、9月分は2021年9月の売上が、2019年又は2020年同月と比較して30%以上50%未満減少していること	8月分は2021年8月、9月分は2021年9月の売上が、2019年又は2020年同月と比較して30%以上減少していること又は当該月及び前月の2ヶ月連続15%以上減少していること
給付額	<p>対象月の売上減少額【8月、9月】</p> <p>【法人の場合】</p> <p>※個人事業者は上記の上限額の5割</p>	<p>対象月の売上減少額【8月、9月】</p> <p>【法人の場合】</p> <p>※50%以上減少は国への上乗せ額 ※個人事業者は上記の上限額の5割</p>
申請期間	8月分→令和3年9月以降、9月分→令和3年10月以降	

事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業費	予算額	現計	5,571,500 千円	担当課(室)	新型コロナウイルス対策課 (内線 2459)
			補正	2,714,000 千円		
	現計		47,595,800 千円			
	補正		109,000 千円			

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染者数の急増により、病床や宿泊療養施設がひっ迫していることを踏まえ、医療提供体制の強化等に取り組む。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計	
新型コロナウイルス感染症対策事業費	軽症者等対策 (ホテル借上)	宿泊療養施設の増設(拡充) ・ 6施設→8施設	3,967,271	2,000,000	6,375,271
		宿泊療養施設の機能強化(新規) ・ 5施設 ・ 体制：医師1、看護師1ほか	—	408,000	
	入院待機 ステーション(仮称) 設置運営 (新規)	入院調整に時間を要する場合等の 一時待機場所の設置 ・ 設置箇所：東・中・西 各1施設	—	222,000	222,000
	軽症者等対策 (自宅療養)	自宅療養者への食料品・日用品 の提供 ・ 1,060人/年→5,230人/年	37,500	84,000	121,500
	その他	PCR検査費用 ほか	1,566,729	—	1,566,729
	計		5,571,500	2,714,000	8,285,500
新型コロナウイルス感染症対策事業費助成	自宅療養体制 整備事業 協力金	自宅療養者等に往診等を行った 医療機関を支援 ・ 1,040人/年→5,250人/年	19,240	109,000	128,240
	その他	空床補償 ほか	47,576,560	—	47,576,560
	計		47,595,800	109,000	47,704,800

事業名	生活福祉資金貸付推進事業費助成	予算額	現計	3,852,190 千円	担当課(室)	地域福祉課 (内線 2321)
			補正	4,034,000 千円		
	新型コロナウイルス生活困窮者自立支援事業費		現計	50,000 千円		
			補正	8,000 千円		

1 事業目的

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を継続して実施するため貸付原資を造成するとともに、生活福祉資金貸付制度の再貸付が終了した世帯等を支援するため自立支援金を給付する。

2 事業概要

(単位：千円)

区分	内容	現計	補正額	累計
生活福祉資金貸付推進事業費助成 【県内全市町対象】	緊急小口資金等の特例貸付の実施に伴う貸付原資の助成 ・対象：(福)静岡県社会福祉協議会 ・受付期間：R2.3～R3.8 → R2.3～R3.11 (期間延長)	3,852,190	4,034,000	7,886,190
新型コロナウイルス生活困窮者自立支援事業費 【県内12町対象】	生活福祉資金貸付制度の再貸付が終了した世帯等に自立支援金を給付 ・受付期間：R3.7～R3.8 → R3.7～R3.11 (期間延長)	50,000	8,000	58,000

3 制度概要

区分	対象世帯
生活福祉資金	緊急小口資金(特例貸付) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により緊急かつ一時的に貸付を要する世帯 ・限度額：10万円以内(学校等の休業等の特例20万円以内) ・利率：無利子
	総合支援資金(特例貸付) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により日常生活の維持が困難な世帯 ・限度額：2人以上世帯は月20万円以内、単身世帯は月15万円以内 ・貸付期間：原則3か月以内 ・利率：無利子
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	生活福祉資金貸付制度(総合支援資金)の再貸付が終了した世帯等 ・支給額：3人以上世帯は月10万円、2人世帯は月8万円、単身世帯は月6万円 ・支給期間：最大3か月